

野洲市図書館 資料収集方針

平成 27 年 8 月

野洲市図書館

1. 目的

図書館は、市民の図書、資料又は情報に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動により、市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援する。（野洲市図書館条例第 1 条）この機能を果たすため、図書館の資料の収集方針を定める。

2. 基本方針

資料の選択・収集は、日常業務を通して利用者と接してその要求を把握できる司書が、資料の価値及び市民の要求に基づき、組織的・主体的に行う。

市民の要求とは一部市民の要求ではなく、広範な市民の要求、潜在的な要求、将来想定される要求をいう。

資料の選択・収集にあたっては次の点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の、個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっては同様である。

以上のような基本方針で収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。資料のもつ思想や主張は、読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断にゆだねられる。そのためにも、図書館では広範な思想・主張の資料収集を行う。

3. 一般的基準

- (1) 市民の教養、調査研究、レクリエーション等、暮らしに役立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 利用の集中する分野には、資料要求に応えられる十分な資料を用意する。
- (3) 最新情報が求められる分野は新鮮な資料を豊富に収集する。
- (4) 社会の趣向、流行に留意し、今日的主題を重視して収集する。
- (5) 日常生活及び実務上必要な実用書、実務書は重点的に収集する。
- (6) 滋賀県関係の資料は重点的に収集する。特に野洲市に関する資料は網羅的に収集するようつとめ、野洲市在住、出身者の著作は重点的に収集する。
- (7) 人権関連の資料は重点的に収集する。
- (8) 乳幼児・児童・青少年の利用に供する図書は重点的に収集する。
- (9) 一般資料の利用が困難な人には、利用しやすい形態の資料を収集する。